

<問題 1>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の4の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の4の項は、MTCRの規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにある Category 5 - Part 2 "Information Security"の英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の6の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の6の項は、原子力供給国グループ(NSG)の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

輸出令別表第1の1の項(16)の規定について、AからDのうち正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 兵器の製造用に特に設計した装置は、輸出令別表第1の1の項(16)に該当する。
- B 兵器の製造用に特に設計した装置の専用附属品は、輸出令別表第1の1の項(16)に該当する。
- C 汎用の試験装置は、輸出令別表第1の1の項(16)に該当する。
- D 兵器の製造用に特に設計した試験装置の専用部分品は、輸出令別表第1の1の項(16)に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参考条文)

1の項 (16)	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	輸出令別表第1の1の項(16)中の試験装置	試験、検査、測定又は選別を行う装置及び訓練用の標的(輸出令別表第1の1の項(7)、(8)又は(9)に属するものを除く。)をいう。	
		輸出令別表第1の1の項(16)の部分品若しくは附属品	治具を含む。	
		部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。

<問題3>

AからCまでのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるプラントメーカーXは、大阪にある貿易会社Yと国際入札の最終打合せを入札日の前日にアラブ首長国連邦にあるホテルで行う予定である。その際、プラントメーカーXが外為令別表の3の項(2)に該当する技術 α を貿易会社Yに現地で提供する契約になっている場合、役務取引許可は必要である。なお、技術 α は入札書類の内容に含まれるものである。
- B 東京にある工作機械メーカーXの技術部長は、取引先である大阪の貿易会社Yの営業部長から、外為令別表の2の項に該当する工作機械の技術資料 α を至急メールで送るように頼まれたので、直ぐに電子メールで送った。営業部長は、たまたま緊急の用事でタイに出張することになったので、タイのホテルで、技術部長の電子メールを受け取った。この場合、技術部長は、タイにいる営業部長に外為令別表の2の項該当する技術資料を送ることになったとしても、役務取引許可は不要である。
- C 1週間の予定で来日中のアメリカのソフトメーカーXの社長は、東京のホテルから、韓国にある大手電機メーカーYに自社の暗号通信ソフト α （外為令別表の9の項に該当）の売り込みの電話をかけたところ、たまたま運良く受注することができた。日本から電子メールで当該暗号通信ソフト α を送る場合、ソフトメーカーXは、非居住者なので、役務取引許可は不要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題4>

外為令別表の6の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文)

外為令別表の6の項

	(X)	外国
6	(1)輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(2の項の中欄に掲げるものを除く。) (3)数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(2の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)から(3)までに掲げるものを除く。) (5)液圧式引張成形機(その型を含む。)の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((4)に掲げるものを除く。) (6)数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域

- A 外為令別表の6の項の中欄の(X)には、「技術」が入る。
- B 外為令別表の6の項(4)では、「輸出令別表第1の6の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術」及び「輸出令別表第1の6の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術」の両方を規制している。
- C 外為令別表の6の項(2)の括弧書きにある「2の項」とは、輸出令別表第1の2の項のことである。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題5>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。なお、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物は、告示貨物ではない。

- A 東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額50万円)について、米国の陸軍の研究所に輸出しようとしたところ、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額50万円)について、国連武器禁輸国のレバノンの研究所に輸出しようとしたところ、戦車の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額50万円)について、中国の研究所に輸出しようとしたところ、戦車の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題6>

以下のAからCのうち、違反した場合の罰金について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する貨物(価格800万円)を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、4,000万円以下である。
- B 外為令別表の9の項に該当するプログラム(価格100万円)を無許可で、提供した場合の罰金は、500万円以下である。
- C 外為令別表の2の項に該当するプログラム(価格100万円)を無許可で、提供した場合の罰金は、1,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 大阪にあるメーカーXは、来月、英国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「プロトタイプ^αの製作及び試験」、「パイロット生産計画」、「レイアウト」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「製造」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- B 大阪にあるメーカーXは、来月、英国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「保守（点検）」、「修理」、「オーバーホール」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「使用」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- C 大阪にあるメーカーXは、来月、英国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「組立て（アセンブリ）」、「検査」、「試験」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「設計」の技術で、該非判定を行う必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題8>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、開発した製造技術 α （外為令別表の7の項に該当する技術）の文書ファイルを米国にあるネット検索企業Yが米国で提供しているストレージサービス上に自ら使用するために、この情報を保管する際、役務取引許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の7の項に該当する技術）の文書ファイルを米国にあるネット検索企業Yが米国で提供しているストレージサービスに保管したとしても、メーカーXの社員（居住者）でなければ、アクセスできないのであれば、メーカーXは役務取引許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、大阪にあるネット検索企業Yが国内で提供しているサーバーに来月から外為令別表の9の項に該当する暗号作成用のソフトウェアをSaaSで提供し、米国にあるメーカーZに1年間有償で提供する予定である。この場合、メーカーXは、国内で提供しているサーバー上にSaaSを提供しているので、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

大阪のメーカーAは、来月、以下の条件で半導体製造装置XをタイにあるメーカーBに輸出する予定である。半導体製造装置Xの内部には、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ α とバルブ β が、それぞれ1セット正當に組み込まれている。この場合、メーカーAは、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

(条件)

- ①半導体製造装置Xは、輸出令別表第1の7の項に該当しない。半導体製造装置Xの初期製造時の市場価格は、500万円である。
- ②ポンプ α は、半導体製造装置Xの初期製造時にポンプの専門店から51万円で購入。バルブ β は、半導体製造装置Xの初期製造時に、バルブの専門店から10万円で購入。

- 1. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないが、いずれも少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 2. 半導体製造装置X内のポンプ α は運用通達の10%ルールが適用できないので、輸出許可は必要であるが、バルブ β は10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないので、個別の輸出許可が必要である。

<問題10>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 東京にあるメーカーXは、国連武器禁輸国のレバノンにあるメーカーYよりマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、家庭用の冷蔵庫の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、フランスにあるメーカーYよりマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYより合金(価額900万円)の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 1 >

以下のAからCのうち、下線部分が誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、都内にある在日Y国大使館の要請を受け、10分程度、口頭で外為令別表の9の項に該当する暗号技術に関する講義をする予定である。この場合、役務取引許可が必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されている香港の企業に口頭で外為令別表の16の項に該当する技術を提供する際、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を満たす場合、役務取引許可が必要である。
- C 東京にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されている香港の企業に外為令別表の16の項に該当する技術を電子メールで提供する際、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を満たす場合、役務取引許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っているので、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 大阪にあるメーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っていないが、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」及び「輸出等業務従事者」に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修は、法的義務がある。
- C 東京にある貿易会社Xは、リスト規制に該当しないプラスチックの輸出を行っている。全社員は、役員を含めて100名であるが、そのうち、海外営業部門は、海外事務のスタッフを含めて、計50人である。この場合、貿易会社Aは、この50人に対し、遵守基準省令によって、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」努力義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 3>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCまでの技術は、全て外国間で提供されるものとする。

- A 東京にある貿易会社Xは、米国にあるメーカーYより、3Dプリンターで拳銃を製造するための技術 α （外為令別表の1の項該当）を購入し、インドネシアにあるメーカーZに売却する予定である。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。
- B 東京にある貿易会社Xは、英国にある会社Yから、外為令別表の8の項に該当するソフトウェア α を購入し、パキスタンのメーカーZに売却する予定である。貿易会社Xが、メーカーZに用途を確認したところ、「戦車の製造に使用する」と連絡があった。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。
- C 東京にある貿易会社Xは、英国にある会社Yから外為令別表の2の項に該当するソフトウェア α を購入し、外国ユーザーリストに掲載されている台湾の企業Zに売却する予定である。貿易会社Xが、企業Zに用途を確認したところ、「用途は企業秘密で言えない」と連絡があった。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 4 >

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

（条件）

- ①東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
 - ②輸出先は、中国にあるメーカーYで、大型冷蔵庫や大型洗濯機などの家電を製造している。
-
- A 貿易会社Xは、告示貨物に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
 - B 貿易会社Xは、告示貨物でない輸出令別表第1の6の項に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
 - C 貿易会社Xは、輸出令別表第1の2の項に該当する貨物をメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある貿易会社Xの香港支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物を米国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、民生品の製造であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Xの香港現地法人は、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物をタイにあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、化学兵器の製造である場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- C 東京にある貿易会社Xの香港支店は、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物を香港にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYの韓国にある倉庫よりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、化学兵器の製造である場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 16>

以下のAからCのうち、許可の申請先が経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課となっているものは、いくつあるか答えなさい。

- A 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請
- C 特定包括許可申請

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題17>

外為法等遵守事項に関するAからCの説明のうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法等遵守事項では、輸出管理体制について、「取締役又は執行役若しくは執行役員（ただし、会社以外にあつてはそれに相当する者。以下「取締役等」という。）」を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすることとされている。
- B 外為法等遵守事項では、出荷管理について、通関時の事故が発生した場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずることとされている。
- C 外為法等遵守事項では、取引審査について、需要者及び用途の確認を行うこととされている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置を中国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。
- B 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をタイの警察に輸出し、デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けている場合は、「届出」は、必要である。
- C 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をインドネシアの警察に輸出し、災害による人命救助のために用いられることが明らかな場合、「届出」は、不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 19>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 大阪にあるメーカーXの担当者は、タイ向けの役務取引許可を取得するのに時間がかかるので、取引先のタイにあるメーカーYの担当者と事前に相談し、外為令別表の2の項に該当するプログラムαを日本時間の午前1時にメーカーXの不特定多数に公開されているホームページにアップロードした。メーカーYの担当者が、プログラムαをダウンロードしたのを確認し、すぐにホームページから削除した。この場合、プログラムαは、当該ホームページに公開されていたので、「公知の技術」にあたり、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B 東京にある大学のX教授は、アメリカにあるメーカーYと原子力施設で使用する、外為令別表の2の項に該当するロボットアームαの共同研究を行っている。X教授は、このロボットアームαの動きを滑らかにする機構の基本的な動作に係る設計図面を電子メールで、来週、メーカーYの研究者に送る場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、役務取引許可は不要である。なお、ロボットアームαは、来年末に発売する予定である。
- C 東京にあるメーカーXは、同社が韓国で特許を取得した技術α（外為令別表の9の項に該当）を香港のメーカーYに提供する場合、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題20>

以下のAからCのうち、下線部分が、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、少額特例を適用して、中国向けに貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- B 東京にあるメーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、米国向けに貨物 α を輸出した。貨物 α が告示貨物にあたる場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 東京にあるメーカーXは、シンガポールにあるメーカーYに貨物 α （輸出令別表第1の16の項該当）を注文したところ、貨物 β （輸出令別表第1の2の項、又は10の項に該当すると思われる貨物）が誤って送られてきた。メーカーXが、貨物 β を輸出令別表第1の1の項でないことを確認して、メーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による返送に係る輸出をした場合、貨物 β の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 2 1＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の7の項(13)に該当する周波数分析器X(価額150万円)をタイにあるメーカーBに輸出する契約を1月5日に結んだ。貿易会社Aは、周波数分析器Xを個別の輸出許可を2月1日に取得して、2月10日に輸出する予定である。当該周波数分析器の操作マニュアルをメーカーBに送る場合、輸出許可取得前に提供すると外為法違反になる。

(参照条文)

外為令別表の7の項

7	(1)輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3)集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5)電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)
---	---

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

貨物等省令第8条第二号では、「伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの」と規定されている。したがって、貨物等省令第8条第二号に該当する無線送信機の専用部分品や専用附属品であれば、機能・性能に関係なく貨物等省令第8条第二号に該当する。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「C」は、当該品目が材料であることを示している。

＜問題 24＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

許可例外である（A）は、品目の規制理由が国家安全保障（NS）理由のみであって、ECCNに（A）適用可と表記された品目（貨物・技術・ソフトウェア）で、北朝鮮を除く国群D:1の民間エンドユーザー向けの輸出・再輸出で、エンドユースが民生用途向けの場合に適用できる。（A）には、CIVが入る。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって、科学コミュニティで共有される技術は、輸出管理規則(EAR)の規制対象とならない。

平成28年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第5回)

(STC Advanced)試験問題